

I 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報保護制度の利用状況

利用件数は、6,816件（前年度比0.4%の減）でした（表1）。

（表1）個人情報保護制度の利用状況

年度	利用者数 (人)	利 用 件 数 (件)								
		自己情報の請求件数					小計	問合せ 照 会	苦 情 相談等	合 計
		開示 請求	簡易開示 請 求	訂正 請求	利用停 止請求					
平成28年度	6,844	1,092	5,665	1	0	6,758	38	48	6,844	
平成29年度	6,816	1,167	5,623	6	0	6,796	7	13	6,816	
対前年度	△28	75	△42	5	0	38	△31	△35	△28	

2 自己情報の開示、訂正及び利用停止請求の状況

(1) 請求件数

平成29年度の自己情報の開示請求の件数は1,167件（前年度比6.9%増）でした。開示請求のあった1,167件の決定状況は、開示が194件（全体の16.6%）、一部開示が923件（同79.1%）、不開示（請求された情報が存在しない場合も含む）が50件（同4.3%）となっています（表2）。

（表2）開示請求の件数

年度	開示	一部開示	不開示	計
平成28年度	290 (26.6%)	752 (68.9%)	42 (3.8%)	1,092 (100%)
平成29年度	194 (16.6%)	923 (79.1%)	50 (4.3%)	1,167 (100%)

（備考）合計の件数には、取下げ及び却下を含みます。

(2) 各実施機関別請求件数

自己情報開示請求を実施機関（又は部局）別にみると、警察本部長の890件が最も多く、次いで病院機構の100件となっています（表3）。

(表3) 年度別部局別内訳

(単位：件)

部局名	2～24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策局	30	3	4	4	3	2	46
総務局	113	1	5	5	3	4	131
安全防災局	6	0	1	0	0	0	7
県民局	176	34	16	32	31	28	317
スポーツ局					0	0	0
環境農政局	27	0	1	2	3	0	33
保健福祉局	530	26	17	30	41	28	672
産業労働局	49	1	2	2	1	4	59
県土整備局	148	6	10	10	8	19	201
会計局	0	0	0	0	0	0	0
地域県政総合センター等	11	1	0	0	0	2	14
知事部局計	1,090	72	56	85	90	87	1,480
公営企業管理者	9	2	0	1	0	0	12
議会	3	0	0	0	0	1	4
教育委員会	3,010	1,869	720	717	178	76	6,570
人事委員会	129	3	3	0	1	2	138
監査委員	0	0	1	0	1	2	4
労働委員会	0	0	1	0	0	0	1
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	2	2
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	9	3	1	4	3	7	27
警察本部長	1,786	547	595	766	752	890	5,336
病院機構	433	60	80	75	67	100	815
産業技術総合研究所							0
保健福祉大学							0
計	6,469	2,556	1,457	1,648	1,092	1,167	14,389

(3) 請求に対する処理状況

(表4) 処理状況の内訳

(単位：件)

処理状況	2～24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
開示 (不存在)	3,553 (34)	1,443	825	856	290	194	7,161 (34)
一部開示	2,406	1,071	569	744	752	923	6,465
不開示 (不存在)	464 (431)	39 (38)	58 (55)	41 (38)	42 (28)	50 (49)	694 (639)
取下げ	27	2	5	7	4	0	45
却下	19	1	0	0	4	0	24
計	6,469	2,556	1,457	1,648	1,092	1,167	14,389

(備考) 不存在は、条例改正により、平成12年度以降は不開示決定に含みます。

(4) 不開示理由別内訳

一部開示又は不開示とされたものの不開示理由を条例第20条の「不開示情報」別にみると、一つの情報が複数の不開示情報に該当する場合もあり、平成29年度は延べ1,498件に該当しています。この中で、他の個人に関する情報（第3号）が918件で最も多く、不開示情報全体の61.3%を占めています。次いで、事業の実施に関する情報（第7号）が481件、犯罪捜査等に関する情報（第5号）が73件となり、これら三種の不開示情報の合計で全体の98.3%を占めました（表5）。

（表5）不開示（一部開示を含む）情報等の不開示理由別内訳（単位：件）

不開示理由の項目	2~24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
1号 請求者の生命等を害するおそれがある情報	-	-	-	1	0	0	1
2号 未成年者に関する情報	5	1	0	0	1	1	8
3号 他の個人に関する情報	2,245	1,068	561	738	748	918	6,278
4号 法人等に関する情報	29	3	2	2	2	8	46
5号 犯罪捜査等に関する情報	96	56	60	72	56	73	413
6号 審議、検討、又は協議に関する情報	14	5	1	1	1	5	27
7号 事業の実施に関する情報	664	166	216	259	329	481	2,115
8号 評価、診断等に関する情報	234	20	11	7	23	12	307
9号 法令の定めによる情報	7	0	0	1	0	0	8
小計（1号から9号までは延数）	3,294	1,319	851	1,081	1,160	1,498	9,203
不存在	447	38	55	38	28	49	655
存否応答拒否	9	1	1	1	2	0	14
却下（請求対象外文書）	19	1	0	0	4	0	24
合 計	3,769	1,359	907	1,120	1,194	1,547	9,896

（備考1）1つの決定が複数の不開示理由に該当する場合は、各々の項目に1件ずつ計上したため、1号から9号までは延数となります。

（備考2）不開示理由に係る条例改正のあった際には、相当する改正後の不開示理由の項目に計上しました。

(5) 訂正請求の状況

訂正請求のあった6件の決定状況は、訂正が2件、不訂正が4件となっています。

(6) 利用停止請求の状況

利用停止請求はありませんでした。

(7) 開示等の請求拒否処分に対する審査請求

平成29年度は、開示等の請求拒否処分に対する審査請求に係る個人情報保護審査会への諮問は、22件あり、審査会では「Ⅱ 個人情報保護審査会の審議状況」に掲載のとおり審議を行い、11件の答申が出されました。答申の内容は、審査請求人の主張を否認するものが9件、一部認容するものが2件、全部認容するものが0件となっています（表7）。

今までの答申188件に係る審議回数は、平均5回、諮問から答申までの日数は、平均347日でした。平成29年度に答申があった案件について、平均審議回数は4回、諮問から答申までの日数は平均256日となっています。

(表6) 制度発足以降の開示等の請求拒否処分に対する審査請求件数

審査請求 (諮問) 件数	処 理 状 況			裁決等
	答申件数	取下げ	係属中	
221 件	188 件	14 件	18 件	188 件

(備考) 一部の審査請求について、複数のものを取りまとめ、一つの答申としたものがあります。

(表7) 平成29年度 審査請求処理状況 (平成30年3月31日現在)

(単位: 件)

年度	件 数			処 理 状 況					
	前年度から の継続審議	当該年度 受理 (諮問 件数)	個人情報保護審査会からの答申			取下げ	審議中		
			全部認容	一部認容	否認				
28	14	4	10	5	0	4	1	1	8
29	30	8	22	11	0	2	9	1	18
対前年度	16	4	12	6	0	△2	8	0	10

(表8) 審査請求案件一覧

諮問 番号	審査請求案件	受理機関	審査請求 年月日	諮 問 年月日	答 申 年月日	答 申 番号	答申 内容	裁決等 年月日	裁決等 内 容
192	特定の交通事故に関する 文書一部不開示の件	公 安 委員会	H28. 7. 15	H28. 8. 17	H29. 4. 4	179	一部 認容	H29. 4. 12	答申どおり (一部認容)
193	特定の交通事故に関する 文書不開示の件	公 安 委員会	H28. 7. 15	H28. 8. 17	H29. 4. 4	180	否認	H29. 4. 12	答申どおり (棄却)
194	教員採用候補者選考記録 等不開示の件	教 育 委員会	H28. 10. 19	H28. 12. 9	H29. 5. 22	181	一部 認容	H29. 6. 8	答申どおり (一部認容)
195	特定病院に係る提出物に 関する文書不開示の件	公 安 委員会	H28. 11. 29	H29. 1. 17	H29. 11. 27	182	否認	H29. 12. 6	答申どおり (棄却)
196	特定病院に係る調査依頼 に関する文書一部不開示 の件	病院機構	H29. 1. 30	H29. 3. 3	H30. 1. 22	185	否認	H30. 2. 5	答申どおり (棄却)
197	特定の事案に係る捜査内 容に関する文書一部不開 示の件	公 安 委員会	H29. 1. 13	H29. 3. 7	H29. 11. 27	183	一部 認容	H30. 2. 21	答申に倣わず (棄却)
198	特定の事案に係る捜査内 容に関する文書一部不開 示の件 (その2)	公 安 委員会	H29. 1. 31	H29. 3. 23	H29. 11. 27	184	一部 認容	H30. 2. 21	答申に倣わず (棄却)
199	特定の事案に係る捜査内 容に関する文書不開示の 件	公 安 委員会	H29. 1. 31	H29. 3. 23	H29. 11. 27	184	一部 認容	H30. 2. 21	答申に倣わず (棄却)
200	特定の交通法令違反に関 する文書一部不開示の件	公 安 委員会	H29. 3. 21	H29. 4. 21	(H29. 5. 15 審査請求取下げ) (H29. 5. 31 諮問取下げ)				
201	児童手当支給停止に関す る文書一部不開示の件 (その1)	知事	H29. 3. 14	H29. 5. 12	H30. 1. 22	186	否認	H30. 2. 2	答申どおり (棄却)
202	児童手当支給停止に関す る文書一部不開示の件 (その2)	知事	H29. 4. 20	H29. 5. 12	H30. 1. 22	187	否認	H30. 2. 2	答申どおり (棄却)
203	児童相談所特定事例の状 況に関する文書不存在の 件	知事	H29. 4. 12	H29. 6. 5	(審議中)				

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容	裁決等年月日	裁決等内容
204	特定警察署作成報告書一部不開示の件	公安委員会	H29.5.1	H29.6.13	H30.3.14	188	否認	H30.3.28	答申どおり(棄却)
205	特定内部通報に関する文書一部不開示の件	教育委員会	H29.5.26	H29.7.12	(審議中)				
206	児童相談所特定事例の状況に関する文書不存在の件(その2)	知事	H29.6.2	H29.7.21	(審議中)				
207	児童相談所特定事例の状況に関する文書不存在の件(その3)	知事	H29.6.2	H29.7.21	(審議中)				
208	児童相談所特定事例の状況に関する文書不存在の件(その4)	知事	H29.6.30	H29.8.22	(審議中)				
209	児童相談所特定事例の状況に関する文書不存在の件(その5)	知事	H29.6.30	H29.8.22	(審議中)				
210	特定の観察指導記録評価に関する文書一部不開示の件	教育委員会	H29.7.24	H29.9.1	(審議中)				
211	特定内部通報に関する文書一部不開示の件(その2)	教育委員会	H29.7.24	H29.9.1	(審議中)				
212	110事案措置票一部不開示の件	公安委員会	H29.8.18	H29.10.19	(審議中)				
213	特定内部通報に関する文書一部不開示の件(その3)	教育委員会	H29.9.15	H29.11.9	(審議中)				
214	特定内部通報に関する文書一部不開示の件(その4)	教育委員会	H29.9.15	H29.11.9	(審議中)				
215	特定内部通報に関する文書一部不開示の件(その5)	教育委員会	H29.9.15	H29.11.9	(審議中)				
216	特定内部通報に関する文書一部不開示の件(その6)	教育委員会	H29.10.31	H29.12.12	(審議中)				
217	児童相談所特定事例の状況に関する記録不訂正の件	知事	H29.11.30	H30.2.2	(審議中)				
218	児童相談所特定事例の状況に関する記録不訂正の件(その2)	知事	H29.12.22	H30.2.13	(審議中)				
219	児童相談所特定事例の状況に関する記録不訂正の件(その3)	知事	H29.12.22	H30.2.13	(審議中)				
220	特定面談記録文書不存在の件(その1)	収用委員会	H30.2.5	H30.3.13	(審議中)				

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容	裁決等年月日	裁決等内容
221	特定面談記録文書不存在の件（その2）	収用委員会	H30.2.20	H30.3.13			(審議中)		

(備考) 諮問第198号及び第199号については、とりまとめの上、1件の答申（答申第184号）を出しています。

3 簡易開示の状況

(1) 簡易開示の対象

実施機関があらかじめ定めた個人情報とは、口頭で開示を請求し、その場で閲覧することができません。この制度を簡易開示といい、現状では試験結果が対象となっています。

(2) 簡易開示の請求件数

平成29年度の簡易開示の請求件数は、5,623件（前年度比0.7%減）でした（表9）。

請求の多かった試験は、公立学校教員採用候補者選考試験が2,906件、中等教育学校入学者決定（適性検査）が839件、警察官採用試験が390件となっています（表10）。

（表9）簡易開示の実施状況

（平成30年3月31日）

平成2～26年度	27年度	28年度	平成29年度	合計
389,366件	34,635件	5,665件	5,623件	435,289件

（表10）簡易開示請求の多い個人情報（上位3項目）

平成29年度	平成28年度
①公立学校教員採用候補者選考試験（2,906件）	①公立学校教員採用候補者選考試験（3,064件）
②中等教育学校入学者決定（適性検査）（839件）	②中等教育学校入学者決定（適性検査）（763件）
③警察官採用試験（390件）	③職員採用I種試験（353件）

4 問合せ・苦情相談の状況

個人情報の取扱いに伴う苦情相談や個人情報保護についての問合せに応じるため、県庁の情報公開広聴課及び各地域県政総合センター内に個人情報相談窓口を平成2年10月から設置しています。

平成29年度の相談件数を内容別に見ると、(表10)のとおりです。

相談件数は、全部で20件となっており、前年度と比べて66件減少しました。内容別に見ますと、問合せが7件、苦情が13件となっており、前年度と比べて問合せが31件減少し、苦情が35件減少しました。

問合せでは、その他民間保有関係及び制度全般関係が多く、それぞれ3件ありました。

苦情相談については、事業者に対する県民からの苦情が12件あり、その内容としては、個人情報の取得方法に関するものや、個人情報の同意のない提供に関するものが多く見られました。

(表10) 問合せ、苦情相談件数

(単位：件)

項 目		県 民	事 業 者	合 計
問 合 せ	開示請求等関係	0	0	0
	その他県保有関係	0	0	0
	指針関係	0	1	1
	その他民間保有関係	3	0	3
	制度全般	3	0	3
	小 計	6	1	7
苦 情 相 談	事業者への苦情	12	0	12
	その他の苦情	1	0	1
	小 計	13	0	13
合 計		19	1	20

5 実施機関の事務登録の状況

平成29年度末の実施機関における個人情報取扱事務の登録事務数は3,469件となっており、前年度末の3,473件から4件減少しています。平成29年度については、164件の事務が新たに登録され、1,121件の事務が変更され、168件の事務が廃止されました。

登録の対象となる事務は、個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（以下「個人情報記録」といいます。）を使用して、個人情報を取り扱う事務が対象となります。なお、例外として、県等の職員の個人情報で専ら職務の遂行に関するもの及び一般に入手し得る刊行物等の個人情報記録は登録の対象から除いています。

登録された3,469件の事務の内訳は、知事部局が2,503件、その他実施機関が966件となっています。

次に類型数ですが、5,094件となっており、一事務あたり平均約1.5件の類型数となっています。この類型数とは、個人情報記録から検索し得る個人の類型をいい、例えば、講習の事務において講師の個人情報と受講者の個人情報がある場合は、一事務に二つの類型があることとなり、登録簿にはこの二つのタイプのそれぞれについて、個人情報の項目名等取扱いの内容を記載することとなります。

また、文書件名数は13,870件となっており、前年度末の13,578件から292件増加しています。この文書件名数とは、個人情報記録の主なものがその事務に何件あるかということで、例えば、許認可の事務で個人情報記録に申請書、許可台帳、廃止届の3件の文書（名称）がある場合には、文書件名数は3件となります。なお、実施機関別の登録事務数等の内訳は、（表11）のとおりです。

登録された事務は、個人情報事務登録簿に登載され、県ホームページで県民の皆さんが自由に見ることができます。

(表11) 個人情報取扱事務登録件数一覧 (実施機関別・部局別)

(平成30年3月31日現在)

実施機関名	事務数		類型数		文書件名数	
	H29	H28	H29	H28	H29	H28
知 事	2,503	2,525	3,658	3,649	9,682	9,481
政 策 局	165	156	214	202	535	490
総 務 局	111	106	143	136	380	367
安 全 防 災 局	107	107	140	139	390	387
県 民 局	307	317	463	477	1,292	1,321
ス ポ ー ツ 局	19	17	22	19	52	48
環 境 農 政 局	434	431	563	561	1,330	1,295
保 健 福 祉 局	683	683	1,044	1,022	2,820	2,703
産 業 労 働 局	223	235	397	391	1,097	1,010
県 土 整 備 局	358	360	537	538	1,393	1,381
会 計 局	20	19	24	25	76	77
県政総合センター等	76	94	111	139	317	402
議 会	45	45	58	58	149	149
公営企業管理者	100	99	116	115	356	353
教 育 委 員 会	300	294	397	390	1,234	1,200
選挙管理委員会	22	22	36	36	63	63
人 事 委 員 会	50	50	64	64	167	167
監 査 委 員	30	30	34	34	61	61
公 安 委 員 会	1	1	1	1	3	3
警 察 本 部 長	277	279	539	547	1,626	1,633
労 働 委 員 会	29	29	34	34	105	105
収 用 委 員 会	15	15	19	19	51	51
海区漁業調整委員会	20	20	22	22	68	68
内水面漁場管理委員会	10	10	12	12	27	27
県立病院機構	43	54	62	85	171	217
産業技術総合研究所	24		42		107	
合 計	3,469	3,473	5,094	5,066	13,870	13,578

6 保有個人情報の目的外利用・提供の状況

条例第9条第1項により、実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を利用し、又は提供してはならないとされており、例外的に目的外利用・提供ができる場合として、同条第2項各号のいずれかに該当する場合を挙げています。

従前、保有個人情報の目的外利用・提供をした場合には、その旨及びその目的を本人に通知することとしていましたが、行政機関個人情報保護法等においては同様の規定がないことなどから、平成27年3月の条例改正において、係る規定を削除しました。ただし、自分の個人情報がどのように取り扱われているかを県民の皆様が知り得る状態にしておくことは重要であることから、神奈川県個人情報等取扱事務要綱を制定し、毎年度、情報公開広聴課において実施機関における目的外利用・提供の情報をとりまとめて公表することとしました。

平成29年度には、健康診断時の保健指導の効果について学術研究を行うため、県職員の健康診断結果等データの一部を研究機関へ提供するなどがありました。

なお、目的外利用・提供ができる場合は条例第9条第2項各号に列挙していますが、第1号（法令の規定に基づく利用・提供）、第2号（本人の同意に基づく利用・提供）及び第4号（出版・報道等により公にされているものを利用・提供）に基づく目的外利用・提供については、神奈川県個人情報等取扱事務要綱等の規定により、情報公開広聴課長等への報告の対象外としています。

(表12) 保有個人情報に関する目的外利用・提供件数一覧（利用・提供別（全実施機関の合計））

実施機関内での目的外利用	目的外利用・提供に係る 個人情報保護条例 根拠条項	件数 (件)	目的外利用・提供に係る本人の数 (人)
実施機関内での目的外利用	第9条第2項第3号 (個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号 (事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)	2,988	11,417
	第9条第2項第6号 (専ら統計の作成又は学術研究の目的のため利用)		
	第9条第2項第8号 (犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため利用)		
	第9条第2項第9号 (県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第3号 (個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号 (提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)	1	300
	第9条第2項第6号 (専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号 (明らかに本人の利益になるため提供)		
他の実施機関へ提供	第9条第2項第8号 (犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)	286	286
	第9条第2項第9号 (県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号 (個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号 (提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)	4	2,786
	第9条第2項第6号 (専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号 (明らかに本人の利益になるため提供)	77	356
	第9条第2項第8号 (犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号 (県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号 (個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
独立行政法人等へ提供	第9条第2項第5号 (提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第6号 (専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号 (明らかに本人の利益になるため提供)		
	第9条第2項第8号 (犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号 (県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号 (個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)	1	5
	第9条第2項第5号 (提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)	1	718
	第9条第2項第6号 (専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号 (明らかに本人の利益になるため提供)		
他の地方公共団体へ提供	第9条第2項第8号 (犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号 (県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)	4	6
	第9条第2項第3号 (個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号 (提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第6号 (専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号 (明らかに本人の利益になるため提供)		
	第9条第2項第8号 (犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号 (県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号 (個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
地方独立行政法人へ提供	第9条第2項第5号 (提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第6号 (専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号 (明らかに本人の利益になるため提供)		
	第9条第2項第8号 (犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号 (県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号 (個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号 (提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)	1	17,934
	第9条第2項第6号 (専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号 (明らかに本人の利益になるため提供)		
上記以外の個人又は団体へ提供	第9条第2項第8号 (犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号 (県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	計	3,341	33,768

7 実施機関における個人情報に係る事故・不祥事の状況

(1) 事故・不祥事の発生状況

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」）が平成27年10月5日に施行され、地方公共団体は、個人番号を含む情報の適正な取扱いの確保に組織として取り組むための規定を整備するよう、国の特定個人情報保護委員会（現在は、個人情報保護委員会）が示したガイドラインにおいて求められました。

そこで、個人番号を含む情報を厳格に取り扱うとともに、それ以外の個人情報についてもより一層適正な取扱いを推進するため、個人情報保護に関する包括的な規程として、「神奈川県個人情報等取扱事務要綱」を平成27年11月に制定し、平成28年1月1日から施行しています（実施機関ごとに要綱を制定。公安委員会及び警察本部長については別途の対応）。

なお、それまでは、実施機関における個人情報の漏えい等（漏えい、滅失、き損）の事故・不祥事（以下「事故等」という。）が発生したときに適切な対応がとれるよう、平成18年に公安委員会及び警察本部長を除く実施機関ごとに「個人情報に係る事故・不祥事対応要綱」を策定していました。

平成29年度に神奈川県個人情報等取扱事務要綱等に基づき対応した事故等の件数は、34件となっており、前年度と比べて23件減少しました。

実施機関別の件数の内訳は、教育委員会が24件（70.6%）、知事が10件（29.4%）となっています。

(表13)

実施機関	知事											教育委員会	合計	
	政策局	総務局	安全防災局	県民局	スポーツ局	環境農政局	保健福祉局	産業労働局	県土整備局	会計局	地域県政総合センター等			計
件数	0	3	0	1	1	0	3	0	2	0	0	10	24	34

また、事故等の類型別の件数の内訳は、誤送付・誤送信が12件（35.3%）、紛失が9件（26.5%）、誤交付が5件（14.7%）、誤廃棄が5件（14.7%）となっており、全体の90%超をこれらが占めています。

(表14)

	誤送付・誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	盗難	その他	合計
件数	12	5	5	9	0	3	34

事故等の対象となった個人情報の種類別の件数の内訳は、県民のみに係るものが32件（94.1％）で、県民および職員の双方に係るものが1件（2.9％）、職員等のみに係るものが1件（2.9％）でした。

事故等に遭った個人情報数を規模別にみると、1～5人が25件（73.5％）、6～49人が3件（8.8％）、50～99人が4件（11.8％）、100人以上が2件（5.9％）となっております。100人以上の規模の事故等は、書類の紛失によるものです。

（表15）

	1～5人	6～49人	50～99人	100人以上	合計
県民のみに係る情報	24	3	4	1	32
職員等のみに係る情報	1	-	-	-	1
県民・職員に係る情報	-	-	-	1	1
合計	25	3	4	2	34

（表16）

条例違反の状況	件数
目的外提供の制限（第9条）	0
安全性の確保措置（第11条第1項）	32
職員等の義務（第12条）	1
受託事業者の安全性の確保措置（第11条第2項）	2
オンライン結合（第10条）	0
事故等の合計数	34

（注）条例違反が複数該当する場合は、各々重複して計上しているため、「条例違反の件数」の合計が「事故の合計数」とは一致しないことがあります。

事故等への対応については、本人等への情報提供を行ったものが34件、再発防止策がなされたものが31件、事故等の後、個人情報回収されたものが18件でした。

（表17）

事故等への対応状況	件数
本人等への情報提供	34
再発防止策	31
個人情報の回収	18

（2）事故・不祥事防止への対応

県では、県機関が主催する職員研修、庁内イントラネットへの「個人情報の取扱いにおけるヒヤリハット事例集」や研修資料の掲載などにより、職員の事故防止に対する意識啓発を図っています。

II 個人情報保護審査会の審議状況

神奈川県個人情報保護条例は、第18条第1項で自己情報の開示を請求する権利を保障し、実施機関には原則として開示を義務づけています。しかし、開示すると請求者以外の個人の正当な利益を侵すことになると認められる場合など第20条の不開示情報に該当すると認められる場合等は、不開示の決定をすることになります。また、第27条第1項で自己情報の訂正を請求する権利を、第34条第1項で自己情報の利用停止を請求する権利を保障していますが、これらについても事実の認定によっては、不訂正又は利用不停止の決定をすることがあります。

不開示、不訂正又は利用不停止の処分等に対しては、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができますが、この条例では、審査請求を受けた実施機関は、神奈川県個人情報保護審査会の審議を経てから裁決を行わなければならないという特別の手續を定めています。審査会は、「附属機関の設置に関する条例」によって設置された知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関も条例の規定に基づいて審査会に諮問することになっています。

諮問を受けた審査会は、第20条各号に規定する不開示情報等、不訂正又は利用不停止についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになります。この審議に当たっては、不開示等とされた情報が記録されている行政文書はもとより、審査会が必要と認める書類については実施機関その他の関係者に提出を求めて判断ができるようになっていきます。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。不開示等とされた情報について、こうした具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。また、審査会は、行政不服審査法の趣旨からも、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されているものであり、審議手續についても同法の審査請求に準じた方式がとられています。

平成29年度中に、審査会は12回開催され、前年度からの継続案件と新たに諮問を受けた審査請求案件の審議をし、11件の答申を行いました。その開催状況及び審議案件の概要は、次のとおりです。

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

平成30年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	備考
岩田 恭子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
金子 匡良	神奈川大学准教授	会長職務代理者
玉巻 弘光	東海大学教授	会長
堀越 由紀子	東海大学教授	
松田 道佐	弁護士（神奈川県弁護士会）	

任期：平成28年10月1日～平成30年9月30日

個人情報保護審査会の開催状況

回数	開催年月日及び開催場所	審議内容
第270回	平成29年4月14日（金） 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第194号について審議した。 ・諮問第195号について審議した。
第271回	平成29年5月12日（金） 波止場会館	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第194号について審議した。 ・諮問第195号及び第197号から第199号までについて審議した。
第272回	平成29年6月12日（月） 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第195号及び第197号から第199号までについて審議した。
第273回	平成29年7月3日（月） 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第195号及び第197号から第199号までについて審議した。
第274回	平成29年8月22日（火） 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第195号及び第197号から第199号までについて審議した。
第275回	平成29年9月22日（金） 横浜市開港記念会館	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第195号及び第197号から第199号までについて審議した。 ・諮問第196号について審議した。
第276回	平成29年10月30日（月） 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第196号について審議した。 ・諮問第195号及び第197号から第199号までについて審議した。 ・諮問第201号及び第202号について審議した。
第277回	平成29年11月24日（金） 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第201号及び第202号について審議した。 ・諮問第196号について審議した。 ・諮問第204号について審議した。
第278回	平成29年12月25日（月） 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第204号について審議した。 ・諮問第196号について審議した。 ・諮問第201号及び第202号について審議した。
第279回	平成30年1月26日（金） 波止場会館	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第204号について審議した。 ・諮問第203号及び第206号から第209号までについて審議した。 ・諮問第205号、第210号及び第211号について審議した。
第280回	平成30年2月26日（月） 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第204号について審議した。 ・諮問第203号及び第206号から第209号までについて審議した。 ・諮問第205号、第210号及び第211号について審議した。
第281回	平成30年3月27日（火） 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第203号及び第206号から第209号までについて審議した。 ・諮問第205号、第210号及び第211号について審議した。

Ⅲ 制度の普及啓発活動

1 県民、事業者への制度周知

(1) 県民に対する意識啓発

情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境の変化等を踏まえ、個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日から全面施行されました。

改正前の個人情報保護法では、5,000人以下の個人情報しか有しない事業者（NPO法人、自治会、同窓会なども含まれます。）は適用対象外となっていたましたが、法改正によりこの規定は廃止され、すべての事業者に個人情報保護法が適用されることになりました。

こうしたことから、県では、県民の皆さんに、個人情報保護制度の正しい理解を促すため、県のホームページでの制度紹介を行っています。

(2) 事業者に対する意識啓発

平成28年度に続き、個人情報保護研修講師派遣事業及び事業者研修会事業を実施しました。

ア 個人情報保護研修講師派遣事業

県内の事業者団体等が、加盟する事業者等に対して個人情報保護についての研修を行うことを支援するため、県が選定した有識者を研修講師として24回派遣しました（受講者計2,068名）。

イ 事業者研修会事業

平成29年8月31日には、新たに個人情報保護法の適用対象となった小規模事業者・自治会・PTA等を対象に、岡本正氏（銀座パートナーズ法律事務所弁護士）に「個人情報保護法研修会～新たに適用対象となった小規模事業者・自治会・PTA等が注意すべきこと～」について御講演いただきました（受講者406名）。

また、同年10月20日の午前には、教育分野の事業者を対象に、内嶋順一氏（みなと横浜法律事務所弁護士）に個人情報保護法について御講演いただきました（受講者146名）。同日の午後には、福祉医療分野の事業者を対象に、山本伊都子氏（株式会社福祉規格総合研究所）に個人情報保護法について御講演いただきました（受講者187名）。

2 職員への意識啓発

個人情報保護制度の円滑な実施と統一的な運用を図るとともに、職員による個人情報に係る事故を防止するため、職員一人ひとりが、個人情報の適正な取扱いを理解する必要がありますので、職員キャリア開発支援センター主催の新規採用職員研修（1回）、交流職員研修（1回）及びパワーアップ研修（2回）を実施したほか、平塚児童相談所主催の主任児童委員研修会において、個人情報保護についての研修を実施しました。

また、事故防止については、職員携帯カード「個人情報保護は信頼の絆」をイントラネットに掲載しました。